

最高裁判所 御中

行政上告事件 : 平成 年(行ツ)第 号事件

行政上告受理事件 : 平成 年(行ヒ)第 号事件

(要旨: 社長ら上司5名でのパワハラによる精神障害発病の労災認定を求める事件)

パナソニックアドバンステクノロジーでの 労災事件の最高裁での受理を要請する個人署名

●労働者からパワハラ立証手段を奪う根拠のない捏造判決は許されません

既にパワハラを受けていたSさんは、社長ら上司5名での威迫面談に呼び出され、不安に感じて録音の上、低姿勢で弁明を行いました。

社長らは、1時間にわたり、机を叩き付け威嚇しながら、「殺すぞ」「しばき倒すぞ」「有罪の男」「この会社にいるだけで恥や」「頭下げて済むんやったら警察いらんわなあ」等と、Sさんが頭を下げていることも認めた上で、約100件もの暴言を繰り返し、誰一人社長を制止しませんでした。

大阪高裁は、パワハラ当月の精神障害の発病を認める一方で、「挑発することで社長が激高するなどを予期し、その後の交渉を自己にとって有利に進めるという用意周到な計画のもと録音機を持参し面談に臨んだものとする余地も十分にある」と、根拠のない想像を重ね、弱い立場の労働者に責任をなすり付け、労災不支給としました。不当な動機での録音であれば発病することはなく、矛盾した捏造判決です。

このような理不尽な理由で、労働者からパワハラ立証手段を奪うことは許されません。

●パワハラ発端を繰り返し見逃す判決は許されません

Sさんの発病の直接の原因となったパワハラ発端は、懲戒処分の通告です。懲戒処分の通告は、国や会社が提出した、労働基準監督署での加害者の聴取書や、会社に提出された加害者の顛末書等、6件の証拠から明らかですが、大阪地裁に引き続き、大阪高裁でも見逃しました。国や会社に不利な事実であるパワハラ発端を繰り返し見逃す判決は許されません。

●国が調査・決定する休業中の診断名も解らない判決は許されません

Sさんは、業務が原因で発病したと休業補償給付請求を行ったにもかかわらず、国が調査・決定する休業中の疾病の診断名も発病時期も、大阪高裁は示していません。このような判決は許されません。

最高裁で受理して頂きますよう、強く要請します。

氏 名	住 所

【送付先】 〒530-0034 大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館3階 大阪民主センター 気付
電機・情報ユニオン大阪支部 【TEL/FAX 06-6354-7237】